

エコアクション 21 地域運営委員会規程

エコアクション 21 地域事務局 かがしま

地域事務局エコアクション 21 認証・登録制度実施要領 1. 2 に規定するエコアクション 21 地域運営委員会（以下「地域運営委員会」という。）の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事務）

第 1 条 地域運営委員会は、次の事項について審議を行う。

- （1）地域事務局におけるエコアクション 21 認証・登録制度実施要領
- （2）地域事務局におけるエコアクション 21 運営委員会規程
- （3）地域事務局におけるエコアクション 21 判定委員会規程
- （4）地域事務局におけるエコアクション 21 認証・登録制度の運営に関する重要事項等

（地域運営委員会の構成）

第 2 条 地域運営委員会は、次に掲げる学識者などの委員によって構成し、委員のうち 2 名以上はエコアクション 21 審査人をあてる。

- （1）環境保全に関する学識者
- （2）環境保全関係団体、事業者関係団体などの学識者
- 2 委員は、6 名以上 10 名以内とする。
- 3 地域運営委員会に委員長を置き、その選任は委員の互選による。

（委員の委嘱）

第 3 条 委員は、一般財団法人鹿児島県環境技術協会理事長が委嘱する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の途中で交代就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（地域運営委員会の開催）

第 5 条 地域運営委員会は、エコアクション 21 地域事務局 かがしまが必要に応じて開催する。

- 2 地域運営委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

（会議の定足数及び議決数）

第 6 条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。ただし、あらかじめ書面により意思を表示した者は、当該議事及び議決について、委員長に委任することができる。

- 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（規程の改廃）

第 7 条 本規程は、地域運営委員会において、委員の 2/3 以上の賛成によって改廃できるものとする。

(報酬等)

第8条 地域事務局は、委員に報酬（含む交通費）を支給することができる。

(機密の保持)

第9条 委員は、受審事業者及び認証・登録事業者の業務上知り得た情報及び入手した業務に関する情報（既に事業者が公開している企業情報、中央事務局がホームページ上で公開する認証・登録関連情報及び環境活動レポートは除く）について、その管理を適正に行うとともに、その秘密を保持し、第三者に開示しない。機密は、委員就任中はもとより、委員退任後も他に漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 地域運営委員会は、地域事務局が所掌する。

(附則)

1 平成19年5月1日 制定施行

(附則)

第3条1項は平成25年4月18日より施行する